

五所川原市通所型サービスCの事業に関する基準等を定める要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 サービスの費用額及び利用者負担額（第3条）
- 第3章 サービスの一般原則（第4条）
- 第4章 サービス提供の基本方針（第5条）
- 第5章 人員に関する基準（第6条）
- 第6章 設備に関する基準（第7条・第8条）
- 第7章 運営に関する基準（第9条―第25条）
- 第8章 雑則（第26条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、五所川原市地域支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び五所川原市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱（以下「指定等に関する要綱」という。）の規定に基づき、実施要綱第4条第1項第1号イ（エ）に規定する通所型サービスCの事業（以下「サービス」という。）に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、地域支援事業実施要綱（平成18年老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）及び実施要綱に規定するところによる。

第2章 サービスの費用額及び利用者負担額

（サービスの費用額及び利用者負担額）

第3条 実施要綱第8条に規定する市長が定めるサービス費用額（法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払いを受ける第1号事業支給費をいう。以下同じ。）及び利用者負担額は、別表第1のとおりとする。

第3章 サービスの一般原則

（サービスの一般原則）

第4条 サービスを提供する指定事業者（以下「指定事業者」という。）は、別表第2に定める対象となる利用者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者は、サービスを提供するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他

の総合事業実施事業者又は介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第4章 サービス提供の基本方針

(サービス提供の基本方針)

第5条 サービスの提供は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、保健・医療の専門職が運動器の機能向上プログラム（以下「プログラム」という。）を実施することによって、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を行うことを目的とて行われなければならない。

2 指定事業者は、別表第2で定める内容に沿ってサービスを提供しなければならない。

第5章 人員に関する基準

(従業者及び管理者)

第6条 指定事業者は、別表第2に定める従業者の要件を満たす従業者に、利用者に対してサービスを実施させなければならない。

2 指定事業者は、サービスを提供する事業所ごとに管理者を置かななければならない。ただし、サービスを提供する事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の施設等の職務に従事することができるものとする。

第6章 設備に関する基準

(1回当たりの利用人数)

第7条 指定事業者は、別表第2に定める人数の範囲で1回当たりの利用人数を定めるものとする。

(設備及び備品等)

第8条 指定事業者は、サービスを提供するために必要な広さの機能訓練室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに事業を実施する上で必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項のサービスを提供する機能訓練室の面積は、3平方メートルに1回当たりの利用人数を乗じて得た面積以上としなければならない。

第7章 運営に関する基準

(サービス提供期間)

第9条 同一の利用者に対してサービスを提供する期間は、6か月以内とする。

2 同一の利用者に対する同一のプログラムの利用については、原則として、年度に1回を限度とする。

(実施回数の限度)

第10条 同一の利用者に対してサービスを提供する回数は、週2回を限度とする。

(内容及び手続の説明並びに同意)

第11条 指定事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第18条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供について同意を得なければならない。

(心身の状況等の把握)

第12条 指定事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに沿ったサービス提供)

第13条 指定事業者は、介護予防サービス計画（介護保険法施行規則第83条の9第1号ニの計画を含む。以下同じ。）又は介護予防ケアプラン（介護予防ケアマネジメントに基づくケアプランをいう。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに沿ったサービスを提供しなければならない。

(サービス提供の記録)

第14条 指定事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスを提供した日及びその内容、当該サービス費用額その他必要な事項を記録しておかななければならない。

2 指定事業者は、提供したサービスの内容等について、利用者から提供の申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対し提供しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第15条 指定事業者は、法定代理受領サービス（サービス費用額が利用者に代わり当該指定事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。以下同じ。）に該当するサービスを提供した際には、実施要綱第8条に基づき、その利用者から、サービスの区分に応じ、利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定事業者は、前項の支払を受けるほか、食事の提供に要する費用及びその他の日常生活においても通常必要となる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用について、利用者から支払を受けることができる。

3 指定事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(領収証の交付)

- 第16条 指定事業者は、サービスの提供に関して、利用者から利用者負担額その他の費用の支払を受けたときは、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付しなければならない。
- 2 前項の領収証には、利用者負担額とその他の費用の額とを区分して記載しなければならない。

(緊急時等の対応)

- 第17条 指定事業者は、現にサービスの提供を受けている利用者に病状の急変が生じた場合及びその他必要な場合には、速やかに、主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定事業者は、サービスの提供に際し、緊急時に対応することができる体制を確保するため、安全管理マニュアルを整備しなければならない。

(運営規程)

- 第18条 指定事業者は、サービスを提供する事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 1回当たりのサービス利用者数
 - (5) サービスの内容及び利用者負担額その他の費用の額
 - (6) サービスの実施地域
 - (7) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応の方法
 - (9) 非常災害に関する対策
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

- 第19条 指定事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時における関係機関への通報及び連携の体制を整備しなければならない。
- 2 指定事業者は、定期的に、非常災害時における避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

- 第20条 指定事業者は、サービスを提供する従業者の清潔の保持及び健康の状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 2 指定事業者は、利用者が使用する施設及び設備等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、サービスを提供する事業所において感染症が発生し、又はまん延しない

ように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第21条 指定事業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 指定事業者は、当該サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定事業者は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(苦情処理)

第22条 指定事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しておかななければならない。

3 指定事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関し、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定事業者は、市から求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第23条 指定事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の家族及び当該利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際してとった処置について記録しておかななければならない。

3 指定事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しなければならない。

4 指定事業者は、前項の事故による損害を賠償するための保険又は共済に加入しておかななければならない。

(記録の整備)

第24条 指定事業者は、次の各号に掲げる事項に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) サービスを提供する従業者、事業所の設備及び会計に係る記録
- (2) 別表第2の個別サービス計画書
- (3) 第14条第1項に規定するサービスの提供等の記録
- (4) 第22条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際してとった処置についての記録

(事業の廃止又は休止による便宜の供与)

第25条 指定事業者は、指定等に関する要綱第5条第2項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該事業所よりサービスの提供を受けていた者であって、引き続きサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、地域包括支援センター、他の指定事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第8章 雑則

(委任)

第26条 この要綱に定めるもののほか、サービスに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。
(五所川原市通所型介護予防事業実施要綱の廃止)
- 2 五所川原市通所型介護予防事業実施要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 3 この要綱は、平成31年2月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条及び第15条関係）

サービスの区分	サービス費用額	対象者
通所型サービスC費（Ⅰ）	1回当たり 3,500 円	要支援1 要支援2 事業対象者
通所型サービスC費（Ⅱ）	1回当たり 3,600 円	要支援1 要支援2 事業対象者

備考 この表において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）通所型サービスC費（Ⅰ）とは、送迎体制が構築されていない事業所が実施するサービス
- （2）通所型サービスC費（Ⅱ）とは、送迎体制が構築されている事業所が実施するサービス

別表第2（第5条、第6条、第7条、第9条、第10条及び第24条関係）

サービスの目的、対象となる利用者、従業者、具体的な実施内容等

項 目	内 容	
目 的	日常生活を維持改善するために必要な身体運動に気づき、運動の実施やその知識を得ることで、運動器の機能を改善し、自立した生活を送り続けられるように支援を行う。	
対象となる利用者	要支援者及び基本チェックリストによる調査により五所川原市介護予防・日常支援総合事業の対象となった者	
プログラム概要	骨折予防及び膝痛・腰痛予防や痛みの改善など加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図る観点から、ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動等を行う。（機器を使用しない機能的トレーニングも可能である。）	
従業者の要件	医師、保健師、看護師又は准看護師、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、健康運動指導士であること。	
利 用 人 数	1回当たり10人以内とする。	
実 施 期 間	6か月以内	
実施回数・時間	週1回又は週2回 1回当たり2時間程度 ※利用者の体調に合わせて実施すること。	
実 施 内 容	1 事前アセスメント	サービス開始前に利用者の心身機能の把握及び身体機能を踏まえたプログラム実施に係るリスク評価を行うとともに、関連するQOL等の個別の状況についても評価・把握する（参考様式1・参考様式3）。
	2 個別サービス計画書の作成	アセスメント結果を踏まえ、個別の利用者ごとのサービス内容、実施期間、実施回数等を記載した個別サービス計画書を作成する。利用者の負担とならず、かつ、その効果が期待できるスケジュールを設定するものとする（参考様式2）。
	3 運動等の実施	個別サービス計画書に基づき運動（ストレッチ、有酸素運動等）を実施する。なお、1日のプログラムの中に、セルフケアのための学習時間を入れること。
	4 事後アセスメント	プログラムの終了時に、参加状況、目標の達成度、身体機能、関連するQOL等を評価する（参考様式3）。
	5 改善状況等の報告	サービスの提供による利用者の運動機能の改善状況及び成果について、市長へ報告書を提出する（参考様式3）。
留 意 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 プログラムが安全に行われるよう、主治医との連携の上で実施すること。 2 安全管理マニュアルを整備し、常に事故防止のため十分な注意を払うとともに、利用者の安全性を十分に考慮し、緊急時にも対応できるよう体制を整備すること。 3 プログラムの実施及び評価に当たっては、『運動器の機能向上マニュアル（厚生労働省）』をはじめとする文献、学術的又は一定程度その効果が認められている資料等を参考にすること。 	